（従業者の員数）

第二百八条　指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この章において「区分命令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ　区分命令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ　区分命令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ　区分命令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三　（略）

２・３　（略）

（従業者の員数）

第二百十三条の四　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生活支援員　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ　区分命令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ　区分命令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ　区分命令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ　区分命令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三　（略）

２～５　（略）

（電磁的記録等）

第二百二十四条　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この命令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第九十三条、第九十三条の五、第百三十六条、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十

（従業者の員数）

第二百八条　指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この章において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ　区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ　区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ　区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三　（略）

２・３　（略）

（従業者の員数）

第二百十三条の四　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生活支援員　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ　区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ　区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ　区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ　区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三　（略）

２～５　（略）

（電磁的記録等）

第二百二十四条　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第九十三条、第九十三条の五、第百三十六条、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十